

平内町国民健康保険収納対策緊急プラン

国民健康保険税の収納率向上を図るため、次のとおり収納対策緊急プランを策定し実施します。

1 国保資格及び滞納状況の解消

- (1) 他保険加入者の把握に努め、資格喪失届の早期提出を文書により勧奨する。大幅な遅延者については、職権で国保資格を喪失させる。
- (2) 滞納世帯の状況を分析し、生活保護申請が必要な状況にも関わらず、生活保護申請を行わない被保険者の発見に努め、資産状況、収入状況を把握して、生活保護担当と連携する。
- (3) 非自発的失業者に係る軽減措置等の減免制度を国保加入者へ周知する。
- (4) 居所不明者の実態把握及び居住確認調査を行い国保資格の適正化を図る。

2 徴収体制の強化、研修の充実

- (1) 資格管理、賦課、徴収の関係部門と連携し情報を共有する。
- (2) 職員の知識、能力の向上を図るため、滞納処分に関する研修等に積極的に参加する。

3 徴収方法の改善等

- (1) 滞納者の財産調査等を行い、効率的な滞納整理を実施する。
- (2) 納期内に納付されなかった者については、速やかに文書催告及び電話催告により納付を促す。
- (3) 納付勧奨通知の送付により、滞納者との接触の機会を図り、納付指導を行う。また電話、訪問等による催促や相談に応じる機会を確保する。
- (4) 口座振替を推進するほか、令和5年度から開始したコンビニやゆうちょ銀行又は郵便局、スマホ決済アプリによる納付により、効率的な収納業務と収納率向上を目指す。
- (5) 納付機会の確保及び納付額の平準化など、納税者の負担軽減にもつながる納税貯蓄組合について周知し、年度内完納を原則とする地域納税貯蓄組合への加入を勧奨することを通じ、収納率と納税意識の向上を図る。
- (6) 滞納者に対する療養費等の現金給付がある時は、申請時に納税相談を行う。
- (7) 毎月、夜間徴収を実施する。また、町外滞納者については、町外臨戸も実施する。
- (8) 長期または多額の滞納者については、随時、呼び出しによる納税相談を実施する。

4 滞納処分の実施

- (1) 滞納者について毅然とした態度で臨み、滞納処分を実施する。
- (2) 滞納者が転出した場合には、転出先住所での居住確認及び財産調査を行い、早期に滞納処分を実施する。
- (3) 預貯金、給与、生命保険等の財産調査及び国税還付金の調査を定期的に行い、調査結果と納付実態を検討し、滞納処分を実施する。
- (4) 青森県市町村税滞納整理機構と連携し、悪質な滞納者については、厳正な滞納処分を行う。